

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度	
条 例 名	神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターに関する条例			
条 例 番 号	昭和 40 年神奈川県条例第 26 号	法 規 集	第 14 編第 5 章第 4 節	
所 管 部 局 室 課	教育委員会教育局スポーツ課			
条 例 の 概 要	体育の振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与するための施設である神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターの設置、管理等に関し必要な事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容		備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	県立体育センター及び県立西湘地区体育センターは、体育の振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与するための施設であり、現在においても設置する必要がある。この条例は、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、県立体育センター及び県立西湘地区体育センターの設置、管理等に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。		
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	県立体育センター及び県立西湘地区体育センターは、スポーツ教室の開催、施設の貸出し等により、県民のスポーツ活動等の場として積極的に活用されており、有効に機能している。また、県立体育センターは、教員研修等も実施しており、学校教育や教育行政を支える重要な役割を担っており、有効に機能している。		利用者数（人）
			体育	西湘
		H20	421,073	107,995
		H19	468,895	108,138
		H18	384,646	96,842
効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	県立体育センターについては、教員研修等を実施しているため直営で運営しているが、施設の運営、管理部門の委託業務の拡大などを行っており、効率的な施設運営を行っている。また、県立西湘地区体育センターについては、平成 22 年度から、より効率的な施設運営を目的として、指定管理者による管理を実施するため、平成 20 年 12 月に条例改正を行った。			
基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	県立体育センター及び県立西湘地区体育センターは、スポーツ活動を拓げる環境づくりのため、県の総合計画である「神奈川県力構想」、教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」に基づいて運営されている。また、県立西湘地区体育センターへの指定管理者制度の導入は、「行政システム改革基本方針」及び「神奈川県民間活力活用指針」の考え方にも合致している。			
適法性 （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。			
その他				
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項	
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。		
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 無	